議第19号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　三 日 月　大　造

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第１項の表滋賀県総合企画部指定管理者選定委員会の項を削り、同表滋賀県公有財産審議会の項の次に次のように加える。

滋賀県指定管理者等選定委員会	知事の諮問に応じて知事の所管に属する公の施設（地方自治法第244条第１項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（同法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の選定に関する事項（滋賀県ＰＦＩ事業者等選定委員会が担任する事務に係るものを除く。）ならびに都市公園法（昭和31年法律第79号）第５条の２第２項第９号の評価の基準の策定および同法第５条の４第３項の規定による設置等予定者（同法第５条の２第２項第９号に規定する設置等予定者をいう。）の選定に関する事項について調査審議すること。	50人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
滋賀県ＰＦＩ事業者等選定委員会	知事の諮問に応じて特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業をいう。）（同法第７条の規定によ	25人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間

	り選定されたものに限る。）を実施する民間事業者の選定（同法第８条第１項に規定する民間事業者の選定をいう。）に関する事項および当該特定事業が公の施設の整備等に関する事業である場合において、併せて当該公の施設の指定管理者の選定をしようとするときにおける当該選定に関する事項について調査審議すること。			

別表第１項の表中滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の項、滋賀県文化スポーツ部ＰＦＩ事業者等選定委員会の項、滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会の項、滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会の項、滋賀県健康医療福祉部ＰＦＩ事業者選定委員会の項、滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会の項、滋賀県商工観光労働部ＰＦＩ事業者選定委員会の項、滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会の項、滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会の項および滋賀県土木交通部ＰＦＩ事業者選定委員会の項を削る。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例等の一部改正）

２　次に掲げる条例の規定中「滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。

(1) 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成５年滋賀県条例第12号）第11条第３項

(2) 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第37号）第７条第３項

(3) 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成４年滋賀県条例第８号）第10条第３項

(4) 滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成２年滋賀県条例第32号）第11条第３項

(5) 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第９号）第７条第３項

(6) 滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例（平成11年滋賀県条例第45号）第６条第３項

(7) 滋賀県立聴覚障害者センターの設置および管理に関する条例（平成７年滋賀県条例第28号）

第５条第３項

（滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例等の一部改正）

3　次に掲げる条例の規定中「滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。

(1) 滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第126号）第12条第３項

(2) 滋賀県立草津ＳＯＨＯビジネスオフィスの設置および管理に関する条例（平成14年滋賀県条例第58号）第11条第３項

(3) 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例（平成２年滋賀県条例第14号）第14条第３項

（滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部改正）

4　滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項中「滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。

（滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例等の一部改正）

5　次に掲げる条例の規定中「滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。

(1) 滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例（平成４年滋賀県条例第15号）第10条第３項

(2) 滋賀県立きゃんせの森の設置および管理に関する条例（平成13年滋賀県条例第25号）第４条第３項

(3) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）第16条第３項

（滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例等の一部改正）

6　次に掲げる条例の規定中「滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。

(1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第54号）第19条第３項

(2) 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）第38条第３項

（滋賀県都市公園条例の一部改正）

7　滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第９条の３第３項を次のように改める。

3　知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県指定管理者等選定委員会の意見を聴かなければならない。

（滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例等の一部改正）

8　次に掲げる条例の規定中「滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。

(1) 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例（平成９年滋賀県条例第42号）第10条第３項

(2) 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第53号）第10条第３項

(3) 滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第58号）第10条第３項

(4) 滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和63年滋賀県条例第26号）第12条第３項

(5) 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（平成４年滋賀県条例第23号）第８条第３項

(6) 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成４年滋賀県条例第24号）第10条第３項

(7) 滋賀アリーナの設置および管理に関する条例（令和元年滋賀県条例第12号）第10条第３項

(8) 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第57号）第10条第３項

(9) 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例（平成６年滋賀県条例第45号）第10条第３項

(10) 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成５年滋賀県条例第19号）第10条第３項

(11) 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第33号）第10条第３項

(12) 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第21号）第10条第３項

(13) 滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第31号）第10条第３項

(14) 滋賀県立琵琶湖漕（そう）艇場の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第29号）第10条第３項

(15) 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第23号）第10条第３項

(16) 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第24号）第10条第３項

(17) 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成８年滋賀県条例第44

号）第10条第３項

（滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部改正）

9　滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第３項中「滋賀県総合企画部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。

（滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

10　滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（令和５年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条に２項を加える改正規定中「滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会」を「滋賀県指定管理者等選定委員会」に改める。